

避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった1名を含む子4名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和5年3月27日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人母に対し、妊娠中であることを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（30万円）、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成29年3月まで合計269万円）の賠償を認めるとともに、申立人らに対し、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から同年5月まで各自9万円）の賠償を認めるなどした事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について一部和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

〔避難費用〕

① 駐車場代	金88,175円
② 家賃	金4,378,846円
③ 権利金（礼金）	金240,000円
④ 仲介手数料	金126,000円
⑤ 火災保険料	金30,000円
⑥ 保証料	金60,000円
⑦ ハウスクリーニング代	金90,000円
⑧ 引っ越し費用（家財道具移転費用）	金89,000円
⑨ 更新にかかる費用	金167,016円

(2) 期間

自 平成23年7月27日 / 至 平成28年3月28日

2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として金 5, 269, 037 円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第 1 項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続における協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、当事者がそれぞれ署名（記名）押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和 5 年 9 月 21 日

(仲介委員 津川 哲郎)

避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人ら（父母及び原発事故当時胎児であった1名を含む子4名）について、申立人らによる精神的損害の賠償の請求は、東京電力から申立人らに対して支払われた既払金額を超える精神的損害は認められないとして申立人らの東京電力に対する請求をいずれも棄却した確定判決（中間指針第五次追補の策定前に口頭弁論が終結したもの。）と矛盾・抵触するから、東京電力令和5年3月27日付けプレスリリースに基づいて東京電力が算定した金額を超える賠償金の支払には応じられない旨の東京電力の主張を排斥し、申立人母に対し、妊娠中であることを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（30万円）、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成29年3月まで合計269万円）の賠償を認めるとともに、申立人らに対し、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から同年5月まで各自9万円）の賠償を認めるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5及び同X6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について一部和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 過酷避難状況による精神的損害
申立人X2について 金300,000円
（第五次追補第2の1指針Ⅱ①）
- (2) 自主的避難等に係る損害
申立人X2について 金200,000円
（期間 平成23年4月23日から同年12月31日まで）
（第五次追補第3指針Ⅴ②ii）
- (3) 日常生活阻害慰謝料の増額
ア 申立人X1について 金90,000円
（期間 平成23年3月12日から同年5月31日まで）
（第五次追補第2の4指針Ⅰ⑧）
イ 申立人X2について
① 妊娠中であること 金300,000円
（第五次追補第2の4指針Ⅰ⑤）

② 乳幼児の世話をしたこと 金2,690,000円
(期間 平成23年3月11日から平成29年3月31日まで)
(第五次追補第2の4指針I④)

③ 家族別離が生じたこと 金90,000円
(期間 平成23年3月12日から同年5月31日まで)
(第五次追補第2の4指針I⑧)

ウ 申立人X3について 金90,000円
(期間 平成23年3月12日から同年5月31日まで)
(第五次追補第2の4指針I⑧)

エ 申立人X4について 金90,000円
(期間 平成23年3月12日から同年5月31日まで)
(第五次追補第2の4指針I⑧)

オ 申立人X5について 金90,000円
(期間 平成23年3月12日から同年5月31日まで)
(第五次追補第2の4指針I⑧)

カ 申立人X6について 金90,000円
(期間 平成23年3月〇日から同年5月31日まで)
(第五次追補第2の4指針I⑧)

(4) 精神的損害(一時金)

ア 申立人X1について 金60,000円

イ 申立人X6について 金370,000円

(5) 避難費用(家族間交通費) 金53,000円
(期間 平成23年3月12日から同年5月31日まで)

2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として金4,513,000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名(記名)押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和

解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
令和6年10月1日

(仲介委員 津川 哲郎)